

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年3月19日)

【 件 名 】

- 第3回介護人材確保に関する緊急対策検討会の開催結果について
(長寿社会課)・・・2
- 第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(医療・保険課)・・・4
- 旧米子保健所における土壌汚染物質の検出及び調査の結果について
(西部総合事務所米子保健所)・・・6

福 祉 保 健 部

第3回介護人材確保に関する緊急対策検討会の開催結果について

令和7年3月19日
長寿社会課

高齢化の進展及び生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の確保が喫緊の課題となる中、県内の介護事業所団体等と連携し、今後重点的に取り組むべき介護人材の確保対策について総合的に検討することを目的に、3回目の検討会を開催しましたので報告します。

- 1 日時 令和7年3月10日（月）午後2時から3時35分まで
- 2 場所 県庁議会棟3階 第12会議室 ※オンライン併用開催
- 3 概要

これまでの2回の検討会（9/11、1/8）の結果を踏まえ、令和7年度に県が予定している施策等について県から説明した後、今後の取組に向けて意見交換を行った。

[令和7年度における介護人材確保に係る施策]

- 公共職業訓練（介護福祉士養成科）を活用した他産業からの人材獲得
- 外国人材の受入れ強化
- 学校教育を通じた介護人材の養成（教育現場への働きかけ）
- 介護職員のスキルアップ支援 等

4 主な意見

- ・技能実習生については、3年間県内で働いている間に鳥取県で働く良さを知ってもらい、特定技能から更に在留資格「介護」まで移行して、県内に定着する事例もあるので、今後、技能実習生に対する予算化なども検討いただきたい。（県社会福祉施設経営者協議会 祇園副会長）
- ・公共職業訓練生の生活費・教材費の貸付制度の周知・広報や、教育現場への働きかけについて、ぜひ協力したい。（県社会福祉協議会 濱本福祉人材部長）
- ・介護人材確保については、例えば、県において報酬に1万円上乘せするなどの予算組みもお願いしたい。（県民間介護事業者協議会 谷口会長）
- ・令和8年度に向けて、従来してこなかった西部への高校訪問もしてPRしたい。また今後、ハローワークに来られる方に対し、介護分野に貸付制度があることを強くPRしていきたい。（小林学園鳥取社会福祉専門学校 小林校長）
- ・市町村からは、県の事業が介護事業者にどの程度活用されているか把握しにくい面がある。令和7年度の事業では、途中経過等でよいので市町村に対して実施状況を情報提供してほしい。本市の事業者がどの程度利用しているか等を知っておきたい。（鳥取市長寿社会課）
- ・教育機関との連携のための分科会（WG）のメンバーに、学生の参加などは考えられないか。中高生がどのように考えているか把握して、アプローチを検討すべきである。（県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会 谷田副会長）
- ・長期的な視点での作業が必要。学生、教員、PTA、教育委員会への全体的なアプローチが必要だが、まずは家庭科の先生等から働きかけていく方向性はいいと思う。（県介護福祉士会 大塚会長）
- ・経営者によっては、人材不足の中でWGに人を出せないと言う方もいるかもしれないが、大事な取組であることから、経営者協議会としても各事業所に対して周知や後押しをしていきたい。（県社会福祉施設経営者協議会 祇園副会長）
- ・以前から福祉学習を市社協に委託し実施しているが、福祉学習の内容もさらにブラッシュアップする必要がある。県や介護事業所と協力しながら、効果的に児童生徒に福祉・介護を分かってもらえるメニューを作りたい。（鳥取市長寿社会課）

5 今後の予定

令和7年度は、年間2～3回程度全体会を開催するとともに、教育機関との連携のために分科会（WG）を設置することとした。

【参考】出席者名簿

（◆＝オンラインでの参加）

所属	役職	氏名
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	福祉人材部長	濱本 義則
鳥取県社会福祉施設経営者協議会	副会長	祇園 崇広 ◆
鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	副会長	谷田 翔 ◆
鳥取県民間介護事業者協議会	会長	谷口 功
鳥取県老人福祉施設協議会	会長	大橋 茂樹 ◆
鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太 ◆
一般社団法人鳥取県介護福祉士会	会長	大塚 一史 ◆
学校法人小林学園鳥取社会福祉専門学校	校長	小林 達広
鳥取労働局職業安定部職業安定課	地方職業指導官	田口 美沙 ◆
鳥取市福祉部長寿社会課	課長	松本 縁 ◆
	課長補佐	増田 和人 ◆
	主任	鷺見 正治 ◆
米子市福祉保健部長寿社会課	次長兼長寿社会課長	足立 泰司 ◆
	介護保険第二担当課長補佐	広戸 ひろ美 ◆

第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和7年3月19日

医療・保険課

第3期鳥取県国民健康保険運営方針（計画期間：令和7年度～令和11年度）の策定に向けて、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和7年2月19日（水）から3月12日（水）まで
 （県民参画電子アンケートによる意見募集：令和7年2月21日（金）から3月3日（月）まで）
- (2) 周知方法 ・医療・保険課及び県民課ホームページへの掲載
 ・県庁県民課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 ・新聞広告の掲載
 ・県民参画電子アンケート会員への案内
- (3) 意見数 103件（96人） ※運営方針とは直接関係のない意見34件を含む。

<内訳>

項目	件数
計画全体への意見	9件
第1章 基本的事項	0件
第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し	0件
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法及びその水準の統一	27件
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施	2件
第5章 資格管理の適正な実施	4件
第6章 保険給付の適正な実施	2件
第7章 医療費適正化の取組	24件
第8章 市町村が担う事務の効率化の推進	1件
第9章 保険医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携	0件
第10章 市町村相互間の連絡調整	0件
その他（計画とは直接関係のない意見）	34件

(4) 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
計画全体への意見	
国民健康保険制度を維持できるよう最善を尽くしてもらいたい。	【方針案に盛り込む】 県と市町村が一体となって国保事業を実施し、安定的な財政運営や効率的な事業運営を図っていくことを方針案に盛り込みます。
国保事業が安定して機能することが、県民にとっては、とても大切なことと思う。	
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法及びその水準の統一	
住んでいる所によって国保の保険料の違いがある要因を知らない人が自分自身を含めているのではないのでしょうか。県報とか広報的に周知する必要がありますがあるのでないかと思う。	【方針案に盛り込む】 保険料に違いが生じる要因となる医療費水準、所得水準などについて地域差の状況を方針案に盛り込みます。 また、市町村ごとの国保保険料を県ホームページで公表しています。
運営方針にある統一化は賛同するもので、より具体的な方策の提示をも期待する。	【方針案に盛り込む】 保険料の統一について、引き続き市町村と協議する旨を方針案に盛り込みます。
国民健康保険は、本来、憲法25条が規定する生存権を保障するため、国によって一括、一律に運営されるべきものと思いますので、市町村単位だけでなく、都道府県別に負担率に差があるのは不公平だと考えます。せめて市町村間の格差が是正されるべきと思う。	

主な意見	対応方針
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施	
保険料収納率の向上に関して、数値目標を立てるのは簡単だが、要因分析と具体的な対策が重要だと思う。	【方針案に盛り込む】 市町村が、要因分析を行うとともに、必要な対策について整理した徴収計画を定める旨を方針案に盛り込みます。
第5章 資格管理の適正な実施	
外国籍の方の国保加入は慎重に考えたほうがいい。	【その他】 外国人の国民健康保険の適用については、法令に従い適正に行うこととしています。
第6章 保険給付の適正な実施	
病院側も無駄な医療をしていないかのチェックがされるような仕組みが今後できれば、積極的に導入して欲しい。	【方針案に盛り込む】 適正な保険給付のため、レセプト点検の充実・強化を図る旨を方針案に盛り込みます。
第7章 医療費適正化の取組	
国保の厳しい財政運営を緩和する手段の武器の一つが、被保険者の健康づくりと捉える。そのためには、 1 特定健康診査受診率を高めること 2 県民の健康づくりの講習会・ワークショップ等を、他のイベントとともに開催する 3 上記1、2の参加者には何らかの特権を与える 等が卓効となる。	【方針案に盛り込む】 特定健康診査受診率の向上や健康教室等の健康教育、インセンティブ付与による健康づくりに取り組む旨を方針案に盛り込みます。
保険料が上がらないように日頃から病気の予防、健診が大切だと思う。	【方針案に盛り込む】 健診による早期の発見や保健指導等による生活習慣の改善等の取組を保健事業の方針として位置付け、取り組んでいく旨を方針案に盛り込みます。
治療費もちろん大事ですが、疾病の予防や、早期発見にも力を入れるのが良いと思う。	
若いうちから健診受診を定着させて、医療費を削減させる。	
第8章 市町村が担う事務の効率化の推進	
市町村だと人材不足もあろうと思われるもの、例えば未納の督促、差し押さえ、ジェネリック薬品の普及などは、県単位あるいは広域連合的なもので市町村を支援するのも一案である。	【方針案に盛り込む】 国保事務の標準化を進めることにより、市町村の事務の効率化を行い、事務量の削減や経費の削減を図る旨を方針に盛り込みます。

2 今後のスケジュール

令和7年3月 鳥取県国民健康保険運営協議会（3/24）において運営方針最終案を審議

令和7年4月 第3期鳥取県国民健康保険運営方針の施行

旧米子保健所における土壤汚染物質の検出及び調査の結果について

令和 7 年 3 月 1 9 日
西部総合事務所米子保健所

米子保健所の庁舎移転により旧庁舎の使用を廃止したため、土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土壤汚染状況調査を実施したところ、一部の区画で土壤溶出量基準を上回る鉛が検出されました。

これに伴い、土壤汚染の範囲を把握するための調査をしたところ、下記のとおり当初検出された 1 ヶ所以外の土壤や地下水からは基準値を超える鉛が検出されなかったことを確認しましたので報告します。

1 土壤汚染状況調査の経緯、調査結果

西部総合事務所（米子市糺町）の新棟整備に伴う部署移転として、米子保健所は令和 5 年 12 月に庁舎移転（西部総合事務所 2 号館）を行った。

旧米子保健所（米子市東福原）では過去の業務において有害物質を取り扱う施設を設置しており、その使用が廃止された場合は土壤の汚染状況調査が義務付けられている（法第 3 条）ため、昨年 5 月から調査を開始したところ、その結果は以下のとおりであった。

(1) 土壤汚染状況調査結果

過去の業務（試験検査等）により汚染のおそれがある場所を 43 区画に分けて検査を行ったところ、「旧理化学検査室※」の 1 区画から基準を超える鉛が検出された。（その他の区画は土壤汚染なし）

特定有害物質	基準値		基準値超過区画数	検出値
鉛	溶出量	0.01mg/L	1 区画	0.021mg/L

※旧理化学検査室では、試験検査や水質汚濁防止法による水質検査分析を行っており、試薬として特定有害物質を使用していた（検査室の使用は平成 13 年度末までで、以降は衛生環境研究所等で検査を実施）。

(2) 周辺の土地にある飲用井戸の有無調査

基準を超過したため、鉛が地下水に溶け出し、その地下水を口にするリスクの有無を確認するため、周辺の土地（検出区画から半径 80m 以内※）を調査したところ、飲用井戸はなかった。

※土壤汚染対策法ガイドラインでは鉛を含む地下水が到達し得る一定の範囲はおおよそ 80m とされている。

(3) その他の調査

周辺の土地には飲用以外の用途で利用されている井戸があったことから、地下水の検査を行ったが、鉛は検出されなかった。

また、旧米子保健所内においても鉛が検出された区画以外の土壤の検査や、観測井戸を設置して地下水の検査を行ったが、基準を超える鉛は検出されなかった。

2 周辺の土地にお住まいの方等への説明

近隣の住民や企業には、鉛が検出された段階で、その事実についてお伝えし、今回の調査結果についてもお伝えした。

3 土壤汚染対策法に基づく手続

調査結果について、法第 3 条第 1 項に基づき、西部総合事務所環境建築局へ土壤汚染状況調査報告を行った。これにより土壤汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は不要であるが、今後、当該区画で土壤の掘削等を伴う工事を行う場合、県に事前届出が必要となる区域である「形質変更時要届出区域（法第 11 条）」に令和 7 年 3 月 1 4 日付で指定された。

【参考：土壤汚染対策法の概要】

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護するもの。

同法では、土壤汚染を見つけ、公に知らせ、健康被害が生じるおそれがある土地は汚染の除去等を行い、健康被害が生じないような形で管理していく仕組みを定めている。